# 「家庭総合」教科書にみられる育児支援の考察

鳥 井 葉 子\*, 大 西 友 恵\*\*, 橋 本 香 織\*\*, 澤 田 亘 生\*\*

(キーワード: 育児支援, 家庭総合, 教科書, 高等学校)

#### I はじめに

2003年度実施の学習指導要領において,高等学校普通教科「家庭」には新たな科目「家庭基礎」(2単位),「家庭総合」(4単位)が設けられ、「生活技術」(4単位)を加えた3科目のうち1科目を履修させることとなった。高等学校普通教科「家庭」では、「男女共同参画社会の推進、少子高齢化等に対応し、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力・態度や人の一生と家族・福祉に関する内容を重視」することとなった。なかでも、育児支援は新たに加えられた内容であり、次のように設定されている。

「家庭基礎」および「生活技術」においては、「人の一生と家族・福祉」のなかの「乳幼児の発達と保育・福祉」の小項目において、「子どもの健全な発達のために、親や家族及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる」とあり、その解説では、「子どもの発達を社会全体で支える児童福祉の理念や近年の子育て支援策などを理解させ、社会の果たす役割が重要であることについても考えさせる」と記述されている。

また、「家庭総合」では、上記2科目に比べると内容が 豊富で、「子どもの発達と保育・福祉」が大項目として設 定されている。育児支援に着目すると、「親の役割と保育」 の項で、「親の役割と子どもの人間形成及び保育責任とそ の支援について理解させ」とあり、また、その解説では、 「保育の第一義的な責任は親にあるが、それを支える社 会の支援が必要であることを理解させる」、さらに、「親 の保育責任とその支援」では「育児不安や児童虐待など にも触れ、親が保育責任を果たすための社会における支 援のあり方や支援策について理解させる」とされている。

これらの新学習指導要領の育児支援に関する内容設定の背景にある行政施策は次の通りである。1991年「育児休業法等に関する法律」が制定され、1997年には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として改正された。また、育児支援策

としては、1995年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」にもとづき、緊急保育対策等5カ年事業(エンゼルプラン)が策定され、その後、見直しがなされ、1999年に「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)にもとづいて、国と地方自治体が具体的に育児支援対策を進め、現在にいたっている。

このような背景のもとで、学習指導要領で新たに取り あげられた育児支援に関する内容が、教科書では具体的 にどのように記述されているかを分析し、また、今後の 育児支援の学習内容について考察することを目的に検討 した。

育児支援を考察するにあたって、高等学校における育 児支援を含む保育学習の目的を著者らは、次のようにと らえた上で教科書の記述を分析した。家庭科は子どもの 生活の自立と共生の力を培うことを基本的な目的として おり、保育学習においては、高校生に子どもの権利の認 識とその保障を獲得する姿勢を培うことが自立であり、 また、高校生に協同による次世代育成の重要性の認識と その実践力を培うことが保育学習でめざす共生であると いう視点である。

これらの視点から、「家庭総合」 教科書の育児支援について分析をおこなった。

#### Ⅱ 方 法

高等学校普通教育において、育児支援に関する内容が最も充実している科目「家庭総合」の平成15年度使用教科書7社8冊について、育児支援に関する記述を分析した。まず、育児支援の根幹をなすと思われる子どもの権利保障に関する記述について検討した。次に、育児支援について、法律・制度に関する記述、職場を含めた地域に関する記述、家庭における育児の男女協力に関する記述および高校生自身への育児支援への取り組みを促す記述を検討した上で、今後の育児支援についてのあり方

<sup>&</sup>quot;鳴門教育大学生活健康系(家庭)教育講座

<sup>\*\*</sup>鳴門教育大学大学院

表 1-1 児童福祉法・児童憲章に関する記述

福…児童福祉法 憲…児童憲章

|                    |                              |  | <b>一</b>   |
|--------------------|------------------------------|--|--|
| K<br>A<br>社        | P.74                         | 子どもの<br>権利<br>子どもの<br>ための福<br>祉                        | ・これまでも敷では、「児童は人として尊ばれる。・・社会の一員として重んぜられる。・・よい環境の中で育てられる。」とされ・・。福(1947年)で「すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされてきた。・・・・虐待など不適切な育児をされている子どもに・・乳児院や児童養護施設に入所したり、里規に預けられ養護を・・・。 心理的に問題をかかえる子どもは、児童自立支援施設(旧教護院)や情緒障害児短期治療施設などに入所・通院・・・・・子どもたちが健やかに育つよう支援を行う児童手当制度がある。   |
| T<br>A<br>社        | P.90<br>P.90<br>P.90         | 児童福祉<br>の理念<br>図<br>コラム                                | ・すべての人間は生まれながらにして人権をもち、…。…心身ともにすこやかに生まれ育ち、生活が保障されるよう保護に努めることは国民の義務である。この児童福祉の理念は、福と憲で明文化され…さまざまな制度がもうけられている。<br>・児童福祉施設<br>・福と憲  |
| J<br>社<br>1        | P.60                         | 子どもの<br>福祉<br>コラム                                      | ・すべての子どもが、…家族や社会の一員として幸せに暮らしていけるようにするための活動を、児童福祉という。日本でも、子どもの人権をあきらかにするため、1947年には福、1951年には憲が制定された。…子どもの幸福や権利が侵害された場合に備えて、地域の児童相談所…。<br>・子どもの人権に関する考え方(福、憲一前文)  |
| <b>J</b><br>社<br>2 | P.49<br>P.49                 | 子育ての<br>社会的サ<br>ポート<br>コラム                             | ・子どもを育てる養育責任は第一に親(保護者)にあるが、福では、<br>国や地方公共団体も児童を健全に育成する責任を負うとされている。<br>・福   |
| T<br>O<br>社        | P.53<br>P.60<br>P.61<br>P.61 | 注<br>コラム<br>コラム<br>児童福祉<br>の理念                         | - 憲一前文 - 憲一前文 - 憲一前文 - 福 - 福は、すべての児童 (18 歳未満) を対象とし、…その健全育成と 福祉を保障するための総合的な法律である。行政が、親や家庭を援 助し、児童の養育を代わって行うために児童福祉施設が設けられて いる。   |
| D<br>社             | P.46<br>P.46<br>P.48         | 児童福祉<br>注<br>注   | ・児童福祉に関するわが国の基本的な考え方は、…福(1947年公布)と憲(1951年宣言)のなかで明らかにされている。<br>・福、憲一前文<br>・児童相談所  |
| H<br>社             | P.49 P.48 P.50               | 児法憲   図す子対 児の活動   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単位   単 | ・子どものすこやかな発達の機会が損なわれ、子どもの権利が侵害されるような事態に対して、社会がその予防・解決のために行う営みを児童福祉という。…子どものもつ基本的人権としての生存権、生活権をはっきりとうたった福…その理念をさらに幅広く、深く主張している憲…。 ・福、憲・前文・…ハンディキャップをもった子どもへの社会的な配慮は、児童福祉の重要な任務である。…生活問題がなんらかの形で表面化している子どもにとどまるものではない。…の福理念は、すべての子どもの「最善の利益」を尊重することにある。・・…子どもやその家族の意向や気持ちを尊重したサービスの提供や支援のありかたが求められるようになっている。…各都道府県および政令指定都市に設置されている児童相談所である。その主な業務は…児童および保護者の指導、児童の一時保護である。ソーシャルワーカーとよばれる児童福祉司を中心に…問題解決や予防にあたっている。・・児童相談所の活動 |
|                    | P.68                         | 権利の主   | ・… 1947年に福が制定された。…具体化するための施策であっ  |
| K<br>Y<br>社        | P.68                         | 体として<br>の子ども<br>コラム                                    | た。…児童福祉は保護を必要とする子どもへの"特別の課題"と見なされることが多かった。これを改善するために、1951年に憲が中央児童福祉審議会によって制定…理念が確認された。<br>・福   |
|                    |                              |  |  |

を考察した。

#### Ⅲ 結果と考察

#### 1. 子どもの権利保障に関する記述

子どもの権利保障に関しては、学習指導要領「子どもの福祉」の「児童福祉の基本的理念」の項で「児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約などの法律や制度の趣旨と概要を取り上げ、子どもが健全に育つことを目的とした児童福祉の基本的な理念について理解させる」と示されているところである。

## 1) 児童福祉法と児童憲章に関する記述

表1-1に児童福祉法と児童憲章に関する記述の抜粋

表 1-2 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)に関する記述

権…子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

|             |              |                              | 権…子どもの権利条約(児童の権利に関する条約  |
|-------------|--------------|------------------------------|---|
|             | P.7          | 資料(写真)                       | ・未来に生きる子どもたち (子どもの権利の歴史、権第2・3・6<br>12・15・19・31条)  |
|             | <b>P</b> .71 | 国・地方<br>自治体の<br>子育てに<br>関する保 | ・「権第、18 条(親の第一次的養育責任と国の援助)・・親には子どもを育てる責任があるが、国や自治体には、親がその責任を果たせるよう援助する責任・・・   |
| ĸ           |              | 障                            | ·   |
| A<br>社      | P.73<br>P.74 | コラム<br>子どもの<br>権利            | ・権 第6条(子どもによる子どものための「権」より)<br>・権(児童の権利に関する条約)は、子どもについて取り決めをするにあたって「児童の最善の利益が主として考慮される」…「自由に意見を表明する権利」…「思想・良心・宗教の自由、結社や平利的集会の自由」…市民的な権利がある…。 |
|             | P.75         | 子どもの<br>文化的活<br>動と創造         | ・権にも「休息・余暇、遊び・レクリエーション、文化的・芸術的<br>生活への参加」の権利があげられ、…芸術・文化を子どもたちに与<br>える自主的な地域活動も広まりつつある。   |
|             | P.91         | コラム                          | ・権 (第1・2・3・6・12・16・18・19条)  |
| T<br>A<br>社 | P.91         | 子どもの<br>人権の保<br>障            | ・権 (児童の権利に関する条約) では、子どもは、いかなる差別も受けず、保護される権利を持つ…。  |
| J<br>社      | P.59         | 子どもの<br>権利とそ<br>のあゆみ         | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |
| ī           | P.61         | コラム                          | 利に関する条約)が国連総会で採択された。…<br>・子どもの人権に関する考え方(権 - 第1・3・6・12・13・16<br>条)   |
|             | P.53         | 子どもの                         | ・…子どももおとなと同様に、これらの基本的人権をもっており、  |
|             |              | 権利とは                         | 経済的・社会的弱者であることから、おとな以上に特別に保護される権利をもっている。1951年、日本は児童憲章を制定し、…1984年11月国連で、権が採択され、…子どもが自分に関係することもらに意見を述べ、参加の機会・権利行使の機会が保障されることも                 |
| J           |              |                              | 前提としている。  |
| 社<br>2      | P.53         | コラム                          | ・権 (抜粋) (第1・3・12・13・16・18・19条)  |
|             | P.54         | 子どもの                         | ・おとなは、子どもが意見をいえるような受容的な態度を示すこと  |
|             |              | 最善の利                         | 意見をいったことから、いじめや差別的扱いを受けないという保険  |
|             |              | 益を求めて                        | をすることが必要である。親は、子どもの権利の擁護者であることが求められている。また権は、国や地方公共団体に…政策や決定を<br>実現する義務を課している。   |
|             | P.60         | コラム                          | ・権 (子どもによる子どものための「権」)   |
| T           | P.60         | 子どもの                         | ・1951 年の子どもの日に制定された児童憲章は…児童福祉の基本  |
| O<br>社      |              | 権利                           | 理念を明らかにした。・・・権は、・・子どもの基本的権利と福祉の向」<br>を、より進めた形で表現した。・・・親が果たすべき義務を国際的に糸<br>束した画期的な内容である。  |
|             | P.46         | 児童福祉                         | ・権 (1989年に国際総会で採択され、わが国は 1994年に採択・決   |
| D<br>社      | P.46         | コラム                          | 議した)では、…子どもの人権を尊重すべきことが示されている。<br>・権の主旨   |
|             | P.48         | 注                            | ・最善の利益…国連の児童の権利宣言や…国連の児童に関する条約  |
|             |              |                              | など…児童にとってはその社会で最もよいと判断される方法や考え<br>  ナポなにままして早原生されること  |
| ш           | P.48         | 権利の主<br>体として<br>の子ども         | 方が何にもまして最優先されること。 ・児童福祉法や児童憲章の考え方のうえに、新しい児童福祉の理念を積みあげたものが「権」である。  |
| H<br>社      | P.48         | 表                            | ・権 (抜粋) (第2・3・12・18・19条)  |
|             | P.50         | 児童福祉<br>の活動                  | …・「権」の批准 (1994年) 以降は、…児童の声を代弁する機能をもつオンブズバーソンや、権利擁護活動・制度の設置や組織化が推進されている。   |
|             | P.51         | 注                            | ・オンブズパーソン…第三者としての公平で中立な立場で、児童の<br>権利擁護にたずさわる人や組織、機関のこと。   |
|             | P.27         | 親子と法                         | ・・・・・非嫡出子については、すべての差別を禁じた「権」等により、・・   |
|             | P.68         | 律<br>権利の主                    | 差別を撤廃する動きがある。<br> ・1989 年,国連総会は「権」を採択した。…子どもをめぐる課題  |
|             | 1.00         | 体として                         | を解決することがめざされている。  |
| K<br>Y      |              |                              |   |
| K<br>Y<br>社 | P.68         | かこして<br>の子ども<br>コラム          | ・権の「意見表明権」  |
| K<br>Y<br>社 | P.68<br>P.69 | の子ども                         | ・権の「意見表明権」 ・権にみる子どもの権利(「最優先の利益」,…市民的自由の保障、意見表明権の保障…)  |

を示した。TA 社の P 90 項目「児童福祉の理念」にみられるように、日本における戦後の子どもの権利保障の明文化という観点で取り上げており、他の教科書も同様の傾向である。また、児童憲章については、その前文のみをJ 社の 2 冊の教科書、TO 社、D 社、H 社が抜粋として取り上げている。児童福祉法、児童憲章に関連して、これらが制定された背景や、児童の権利阻害の状況は説明されていない。これら児童福祉、児童憲章に関する教科書の記述は、それらの法律が存在することのみを示して

いるといえる。H 社の教科書の下線を引いた部分で「児童福祉の活動」に関して、こどもと家族の意向を尊重した支援のあり方が求められるようになったと述べている箇所で子どもおよび育児の主体者の視点が触れられるにとどまっている。

#### 2) 子どもの権利条約に関する記述

表1-2に示すように、子どもの権利条約(児童の権利 に関する条約) に関しては、すべての教科書がその解説 をしている。KA 社は子どもの権利条約を教科書のさま ざまな項目で取り上げている。たとえば、P7の「資料」 の頁やP71の「国・地方自治体の子育てに関する保障」の 項目、また P 75 の「子どもの文化的活動と創造」の項目 などで、条約の内容について資料を含め本文で解説して いる。他に、子どもの権利条約に関する記述が多い教科 書はH社で、P50に「児童福祉の活動」の項目を設け、 子どもの権利条約批准を契機とした子どもの権利保障に ついて詳しい説明を加えている。一方で記述が少ない教 科書は、TA 社および J 社の 1 で、子どもの権利条約の抜 粋をコラムでのみ取り上げ、本文ではほとんど触れられ ていない。また、D 社も P 50 で子どもの権利条約の主旨 のみをコラムで記述、KY 社は子どもの権利条約の概略 の記述にとどまっている。このように、子どもの権利条 約に関する記述量にはかなりの差がみられる。

なお、育児の主体としての親の視点から子どもの権利 条約の意味を解説しているものは、J 社 2 と TO 社の下線 を引いた部分である。

これらの記述は子どもの権利条約の条文の解説が主であり、子どもの権利阻害の現状や権利保障のための課題は、次の児童虐待の項で取り上げた記述以外ではみられない。

# 3) 児童虐待防止に関する記述

表 1-3 において抜粋した児童虐待に関する記述で示す通り、すべての教科書で児童虐待は取り上げられているが、その取り上げ方には、かなりの差がある。児童虐待防止法について説明を加えているのは、KA社のP74や、TA社のP91の注、また、J社2の教科書のP52や、TO社P61、D社のP49などである。また、児童虐待の増加の推移を取り上げているものとして、TA社のP59の図、J社の1の教科書P60の図、J社2の教科書のP52のコラムである。また、虐待の種類については、KA社、TA社、J社の $1\cdot2$ の教科書、H社、KY社と多くの教科書が取り上げている。このような児童虐待に関する記述量の多さをみると、家庭総合の教科書では、児童虐待の問題を取り上げることにより子どもの権利保障の必要性を認識させようとする傾向が強いといえる。

4) 高校生に子どもの権利保障への取り組みを促す記述 表1-1は、高校生に子どもの権利保障への取り組みを 促す記述として著者がとらえた部分の抜粋である。KA

#### 表 1-3 児童虐待防止に関する記述

防…児童虐待防止法(児童の虐待に関する法律) 虚…児童虐待

|          |              |                  | <b>防</b> …児重虐待防止法(児重の虐待に関する法律) <b>虐</b> …児重虐待                            |
|----------|--------------|------------------|--|
|          | P.74         | 子どもの             | ···・防が新たに制定され…適切な対応をしないでおくと場合によっ   |
|          |              | 権利               | ては…深刻な障害(心的外傷・トラウマ)をおこすことが明らかに   |
|          |              |                  | なってきた。   |
| K        | P.74         | 注                | ・防…虐待のおそれのある場合の立入調査、親権の制限…   |
| A<br>社   | P.74         | 注                | ・子どもが相談できるおもな機関  |
| -        | P.74<br>P.75 | 図<br>子どもの        | ・  |
|          | P.75         | ための福             | ・…信付など不適切な自允をされている」ともに、れた成や允里養<br>護施設に入所したり、里親に預けられ養護を…。                 |
|          |              | 祉                | 度地域で八万0万00、主称に成りりで異成と 。  |
| H        | P.91         | 子どもの             | ・…親による虐も大きな問題となっている。…身体への暴力,食事   |
| T        | 1.01         | 人権の保             | を与えないなどの養育の怠慢・放棄,身体的な虐待…性的な虐待…   |
| A<br>社   |              | 障                |  |
| 社        | P.91         | 注                | ·防   |
|          | P.91         | 図                | ・虐の相談処理件数の推移   |
|          | P.59         | いま子ど             | ・経済的にゆたかといわれる日本でも、虚・いじめ、自殺・非行・   |
|          |              | もたちは             | 不登校・差別などの問題をかかえ…世界の子どもの 87%が暮らしている発展途上国では、…生きる権利などが侵害されている子どもが           |
|          |              |                  | いる光展述上国には、…生きる権利などが投告されている」ともか。  |
| ١, ا     | DC0          | マパナの             |  |
| J<br>社   | P.60         | 子どもの<br>福祉       | ・… 虚が急増して社会問題化するなど… 相談機関の充実や専門家の<br>育成が急がれている。子どもの幸福や権利が侵害された場合に備え       |
| 1        |              | 1EEFTEL          | 育成が悪がれている。するもの幸福や権利が包含された場合に帰たして、地域の児童相談所…。                              |
|          | P.60         | コラム              | ・虐(…虐待には、身体的暴力・性的暴力・心理的虐待・ネグレク   |
|          |              |                  | 卜…。…虐…。  |
|          | P.60         | 図                | ・児童相談所における虐に関する相談件数の推移   |
|          | P.20         | 注                | ・親権者が虐をしたときは、親権を失うことがある。1998年に全  |
|          |              |                  | 国の児童相談所によせられた虐に関する相談は6932件…。   |
| J        | P.52         | 子どもと             | ・親や保護者の精神的・経済的な不安定さや育児環境の悪さは、虐   |
| 社<br>2   |              | 親との関             | をひきおこすこともある。…防が 2000 年 5 月に公布され、11 月か                                    |
| 1        | D.C.O.       | 係                | ら施行された。  |
|          | P.52<br>P.52 | 注<br>コラム         | ・防…児童相談所の立ち入り調査権が強化された。<br>・虐(虐待に関する児童相談書所への相談件数の推移)                     |
| -        | P.61         | 児童福祉             | ・最近体罰を伴ったしつけや必要な世話の放棄など、虐が増加して   |
|          | r.01         | の理念              | いる。…児童福祉体制の充実が求められる。…児童福祉法は、すべ   |
|          |              | 45 4 H VEV       | ての児童(18歳未満)を対象とし、…その健全育成と福祉を保障す  |
| T        |              |                  | るための総合的な法律である。行政が、親や家庭を援助し、児童の   |
| 0        |              |                  | 養育を代わって行うために児童福祉施設が設けられている。  |
| 社        | P.61         | 注                | ・虐…虐待の禁止と国や社会の責任、児童保護の方法などが明示さ   |
|          | -01          | ,                | れた。  |
|          | P.61         | コラム              | ・なぜ起こる <b>虐</b> …虐待を防止するためには、どんな方策が考えられるだろうか。                            |
| $\vdash$ | D.40         | Life And And And |  |
|          | P.43         | 地域の親たちとの         | ・親のなかには、ストレスが蓄積してイライラした気持ちになり、<br><b>虐</b> にいたった例も…育児を 人でかかえこまないで、友人あるいは |
|          |              | たらこの             | 地域の親たちとの交流をはかり、ストレスを解消することも必要…。  |
|          | P.48         | 児童と人             | ・近年、親や養育者が、子どもに危害を加えるという虐や、学校内   |
| D        |              | 権                | での生徒のいじめの問題が発生し、児童相談所における処理件数は   |
| D<br>社   |              |                  | 増加している。…権に示されているように,…子どもの発達を支え   |
|          |              |                  | る観点から、子どもの潜在能力をのばす場を与え、見守っていくこ   |
|          | n 10         | 231              | とが大切である。   |
|          | P.48<br>P.49 | 注<br>コラム         | ・ <b>虐</b> . 児童相談所<br>・ <b>虐</b>   |
| $\vdash$ |              |                  |  |
| 1        | P.45         | 育児不安<br>と児童虐     | ・…家庭内での親族や児童福祉施設などでの身近な保育者による子<br>どもへの虐待(虐)が、深刻な社会問題になっている。…児童福祉         |
| H<br>社   |              | 存                | の中心的課題…。   |
| '        | P.45         | 表                | ・虐の分類  |
|          | P.27         | 親子と法             | ・… 2000 年には親の虐待行動から子どもを守るための「防」も成  |
|          |              | 律                | がした。   |
| K        | P.62         | 育児不安             | ・虐待とは、…養育者である大人が子どもに対して力を乱用するこ   |
| Y<br>社:  |              | と児童虐             | とをさす。…児童家庭支援センターや児童相談所などを活用し、親   |
|          |              | 待                | 子双方をサポートしていくことが大切である。  |
| 1        | P.63         | k                | ・虐待の定義と種類、虐待に結びつきやすい要因   |

社のP74「子どもの権利」では「わたしたちは、地域社会や家族のなかで、子どもたちが豊かに育つ環境が整備されているか、子どもたちが自由に意見を述べたり、物事を自分で決めたりするなどの権利が確保されているか、子どもが相談する体制が築かれているか、一人ひとりの子どもが人として尊ばれているかなどを点検し、制度や自分たちの意識を見直していく必要がある。また、虐待などを受けた場合には勇気をもって関係機関に相談するなど、自分たちが権利の主体者であり、その権利は国や社会、家庭の中で尊重され守られるべきものであることを認識し、行動しよう。」と記述され、高校生に権利主体としての認識と行動を促すものであり注目すべき箇所で

表 1-4 高校生に子どもの権利保障への取り組みを促す記述

| _           |              |                            |  |
|-------------|--------------|----------------------------|--|
| K<br>A<br>社 |              | 子どもの権利                     | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
| J<br>社<br>1 | P.59         | いま子ど<br>もたちは<br>子どもの<br>福祉 | ・経済的にゆたかといわれる日本でも、児童唐待・いじめ、自殺・非行・不登校・差別などの問題をかかえ…世界の子どもの87%が暮らしている発展途上国では、…生きる権利などが侵害されている子どもが多い。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| J<br>社<br>2 | P.54         | コラム                        | ・子どもの権利を考える…資料を集めよう。また、これらの解決に向けて日本でもいくつかのとりくみがされている。…調べてみよう<br>(虐待からの保護・子どもの人権に関連した実施監視機構の設立…<br>若者の自殺・暴力…)                           |
| T<br>O<br>社 | P.60<br>P.61 | TRY<br>コラム                 | ・子どもの権利条約で、子どもはどのような権利が認められ、保護されているか、調べてみよう。<br>・なぜ起こる児童虐待…虐待を防止するためには、どんな方策が考えられるだろうか。  |
| K<br>Y<br>社 |              | 考えてみ<br>よう<br>考えてみ<br>よう   | <ul> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>  |

ある。また、J社1の教科書P60「子どもの福祉」の最 後の「民間の「子ども110番」などが活動…私たちも子 どもの幸福を実現するために、何ができるか考えてみた い。」は高校生に子どもの権利保障への行動を考えさせる ものである。また、J2の教科書P54のコラムの「子ど もの権利を考える…資料を集めよう。また、これらの解 決に向けて日本でもいくつかのとりくみがされてい る。…調べてみよう」は、子どもの権利阻害の現状を若 者の自殺なども広く取り上げて思考をうながしている。 また、資料2頁のTO社の教科書には子どもの権利条約 の内容はほとんど記述されていないが、P60には「子ど もの権利条約で、子どもはどのような権利が認められ、 保護されているか、調べてみよう。」と調べ学習として課 題を与えている。資料3頁の下段 KY 社の P69 考えてみ ようでは「あなたが子どもの権利として持っているはず なのに、その権利を奪われているものがあったらあげよ う。」とあり、KA 社と同様、高校生に権利主体としての 認識を持たせ、生活上の問題をとらえさせようとするも のであると思われる。

この KA 社, J 社の 1・2, そして KY 社の記述にみられるように、高校生自身が子どもの権利主体として認識を深めることができるような記述が今後さらに増えることが望まれる。

#### 2. 育児支援

表2は、育児支援に関する各教科書の記述のなかで、 法律・制度に破線下線を、職場を含め地域に関するもの に細下線を、また、家庭における男女の育児協力の面に 太下線を引いて示した。

#### 1) 法律・制度に関する記述

はじめに、すべての教科書で記述量の多かった法律・ 制度に関して検討する。比較的に記述量の少ないのは、 J社1の教科書である。また、学童保育すなわち放課後 児童クラブに関する記述がみられなかったのは、J社の 1の教科書の他に、J社の2の教科書、そして、TO社の 教科書である。育児支援の法律・制度は、放課後児童ク ラブの推進を含めて,現在の育児支援の行政施策の中心 となっている新エンゼルプランに関した記述が中核であ る。D 社は P 47 コラムで新エンゼルプランを説明してい るものの、本文での記述が少ない教科書である。行政に よるサービスに関しては、ほとんどの教科書が具体的に 延長保育や地域子育て支援センター、ファミリーサポー トセンターの例をあげて説明している。しかし、育児支 援のうちの仕事と育児の両立のための雇用環境の整備に 関しては、取扱いに差がみられる。 育児・介護休業法は、全 ての教科書で記述されているが、J社1の教科書は出産 に関連した項目の「女性の健康と保護」でのみ取り上げ ており、 育児支援の視点からは触れていなかったので、 表には取り上げていない。KA 社 P 72 の「仕事と子育て の両立支援」や TO 社 P 33「子育てと仕事の両立」の項 目を設定している教科書があり、D 社 P 52 のテーマ学習、 KY 社 P 28「就労と法律」で、雇用環境の改善の必要性 が述べられているものが注目できるが、他の半数の教科 書は育児・介護休業法の内容の概略説明にとどまってい る。また、性別役割分業や職場優先の企業風土の是正に 関しては、KA 社 P 72 の表、TA 社 P 89 の表、TO 社 P 26 のコラムおよび P 33 の表「女性の職業継続の障害」、そ してTO社P34「家庭責任の共同分担」の破線下線部 「育児休業や有給休暇などがとりやすいような職場の改 善が求められている。」などと記述されている。

## 2) 職場を含めた地域に関する記述

表2-1で細下線を引いて示した地域の育児支援に関する記述をみると、KA社の子育でサークル、TA社の認可外保育所、子育でサークルやボランティア、J社2の教科書の子育でサークルや協同保育、ボランティア、D社の地域の親たちとの交流、地域の活動グループや情報メディアを媒体としたものがあげられているが、これらの地域の育児支援がなぜ、どのような背景のもとで始まって、育児に携わる主体者にとって実際にはどのような意味を持つのか、また、どのように活用されているかについての記述はみられない。

子どもの権利保障の具現化ともいえる社会全体の育児 支援としての総合的なネットワークについては、行政施 策を中心としたイメージ図として表しているにとどまっ ており、地域の住民の連携についてほとんど触れられて いない。このように育児支援に関する教科書の記述は、 全体的として、新エンゼルプランの施策の説明が中心で

|              |         |                 |  | _   |        |         |            |
|--------------|---------|-----------------|--|-----|--------|---------|------------|
|              | P.33    | 社会保障・社会         | …子どもの利益を守り、安心して子どもを生み育てることができる環境を整えることをめざす児童育成計画   | ſ   | P.     |         | 新しい家       |
| 1            | P.33    | 福祉のしくみ          | (エンゼルブラン)<br>・国民の生活を支える主な社会保障制度(「平成 11 年度版 厚生自青」より作成)  |     |        | - 1     | 求められ<br>の  |
|              | 1 1     | 両性がかかわ          | ・これまで育児は、おもに女性が担い、男性は協力者という状況があり、これは「三歳育児神話」が人びと   |     | P      | 35      | 育児をさ       |
|              | 1.3     | ることの意義          | の意識に浸透していたからである。…育てるものにとってはその責任を一人で背負うのではなく、男性も女   |     |        |         | る法律・       |
| ì            | i i     |                 | 性も、身近な周囲の人みんなが子どもにかかわることで、子育てを楽しむゆとりをもつことができ…男女共   |     |        | - }     |            |
| İ            |         |                 | に自己実現への道が開かれ大人として…   |     | ļ      |         |            |
|              | P.7.1   | 国・地方自治          | ・…親には子どもを育てる責任があるが、国や自治体には親がその責任を果たせるよう援助する責任があり、  |     | i      |         |            |
|              |         | 体の子育てに          | 施策がとられている。…母子健康手帳(自治体によっては父子手帳を交付)…母子保健のための…(父親学   |     |        | .35     |            |
|              |         | 関する保障           | 級・母親学級・両親学級)…エンゼルプラン…。また、各自治体が独自にエンゼルプランを策定し、子育て   |     | P.     |         | 子育てへ       |
|              |         |                 | 支援センターを設立したり、拠点保育所内に設置したりして、相談や <u>子育てサークル</u> 支援などが行われるよ  |     |        |         | 会的サポ       |
| ١,,          |         |                 | うになってきた。   | .   |        |         |            |
| A            | P.71    | 注<br>仕事と子育て     | ・子育て支援センターの活動には、0歳児育児教室、育児相談、園庭開放、交流保育などがある。   |     |        |         |            |
| <del> </del> | P.72    |                 | ・男女が共同して、家庭や社会に参画するためには、男女共に、子育てと働くことが両立できるものでなく   |     |        |         |            |
|              |         | の両立支援           | てはならない。そのための支援を両立支援という。それには、国・自治体が保育所などの拡充をする方向と、<br>企業などの職場が働く条件を改善していく方向とがある。国・自治体の支援策としては…乳児保育や夜間保  |     | J      |         |            |
|              |         |                 | 育、延長保育、病後児保育、学童保育、ファミリーサポートセンターなどがしだいに整備…また働く条件に   | 1   | 生<br>2 |         |            |
|              | 1       |                 | ついては、労働基準法などの母性保護制度や育児・介護休業法など、まだ十分とはいえないが一定の整備が   |     |        |         |            |
|              |         |                 | されてきている。   |     |        |         |            |
|              | P.72    | : Æ             | ・母性および親権に関する保護などの規定例(労働基準法・母子保健法、男女雇用機会均等法、育児・介護   |     |        |         |            |
|              |         |                 | 休業法)   |     | P.     |         | 国と自治       |
|              | P.72    | i E             | ・ファミリーサポートセンター 地域住民の相互助け合いを…仲介をする。   |     |        |         | 役割         |
|              | P.70    | (E              | ・ 育児・介護休業法…所得保障が十分でないなどの問題点がある。しかし、女性だけでなく男性が育児にか  |     |        |         |            |
|              |         |                 | かわることができる点で、この制度の意義は大きい。   |     | P.     | 50      | 図          |
|              | P.75    | 子どものため          | ・さまざまな理由で特別な援助が必要であったり家庭で育つことが困難な子どもたちの権利を守るために、   |     |        |         |            |
|              |         | の福祉             | 行政による児童福祉サービスが用意され…重要な役割を期待されるようになってきている。  |     |        |         |            |
|              | P.9     | 資料              | ・支えあって生きる ボランティア (子どもたちへのスポーツ指導、子どもたちの遊び相手)  |     | P.     | 50      | コラム        |
|              | P.85    | 集団保育の種          | …代表的なものは保育所と幼稚園である。最近、親の多様なニーズを取り入れ、低年齢児を預かったり、保   | ŀ   |        |         |            |
|              |         | 粕               | 育時間を延長するなど、さまざまな試みが始まっている。小学校就学以前の子どもには学童保育や児童館が   |     | L      |         | 4.         |
|              |         |                 | and a second   |     | P.     | 78      | 表          |
|              | P.88    | 11:             | ・ファミリー・サポート・システム 地域のボランティアが育児を手助けする制度。厚生労働省が仕事と育   | -   | _      | $\perp$ |            |
|              |         | 1 time or duto  | 児の両立支援事業としておこなっている。  |     | P.     | 20      | 図          |
|              | P.88    | 子育ての支援          | …子どもを社会的な存在として考え、子育てを制度的・心理的に支援するさまざまな法律や制度が作られている。…国や地方自治体だけでなく、地域住民の協力が必要である。…雇用者の努力とともに、仕事仲間の   |     |        |         |            |
|              |         |                 | 理解と協力が重要である。このように子育ての支援には、法律や制度だけでなく、すべての人が子育てにか   | 1   |        |         | コラム<br>コラム |
|              |         |                 | かわっているという自覚と協力が必要なのである。…仲間の理解と協力が重要である。  | - 1 |        |         | コラム        |
|              | P.89    | A)              | ・子育てを支援する主な制度(妊娠に関わるもの・出産~小学校就学まで・妊娠中の女性や子どもの健康支   |     |        | 33      |            |
| T            |         | , ,             | 援、配偶者の理解促進/労働基準法・男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・母子保健法・児童福祉法)   |     | - 1    | 33      |            |
| A            | P.59    | [2]             | ・子どもの生活を支援する(地域子育て支援センター・地域住民の協力・職場・保育所 幼稚園・認可外保   |     |        |         | へ<br>子育てと  |
| 11.          |         |                 | 育所・児童福祉施設 児童相談所 福祉事務所など・経済保障・保健所・病院・児童遊園 児童館 図書館   |     | T.     |         | の両立        |
|              |         |                 | など)  |     |        |         |            |
|              | P92     | これからの子          | …問題を改善するためには、子育ての環境の整備に、家庭、地域、企業、政府が一体となって取り組んでい   |     |        |         |            |
|              |         | 介て              | かなければ…。  |     |        |         |            |
|              | P.93    |                 | ・子育てサークル   | -   | Р.     | - 1     | 家庭責任       |
|              | P.93    | 写真              | ・近所の人に木工を教わる、羽木プレーパーク(地域の父母・ボランティアの運営)、高校生と幼児のふれ合  | 10  | ) I    |         | 同分担        |
|              |         | 200 dest        | 以体験  | 17  | ±      |         |            |
|              | P95     | 資料              | ・父親と子のつながり…日本の父親は子育てにかかわる時間が特に少ない…「男は仕事」と思い込んでいたり、子育てに関わりたいのにかかわりにくい雰囲気…さまざまな事情…厚生労働省監修「それでいいよ」だ   |     | D      | 35      | 表          |
|              |         |                 | り、子育でに関わりたいのにかかわりにくい雰囲気…さまさまな事情…厚生労働省監修「それでいいよ」たいじょうぶ」に「子育では男性にもできる」楽しく、豊かな大事業」とある。父親が子育でにかかわれる環   |     |        |         | 衣<br>子育ての  |
|              |         |                 | サンスクション・「丁目ではカ丘にもできる」来して、夏がな人争来」とある。 又校が丁目でにかかれる場<br>境づくりも大切である。   |     | 1      |         | . 13 . 05. |
|              | TO LL T | 84461 m 4- 2- 2 |  |     |        |         |            |
|              | P.3-1   | 労働のわかち<br>あい    | ・「家庭責任は男女がともに負う」ということが、世界的にいわれている。男女が共同で、さまざまな仕事を協力・分担し、主体的に私たちの生活に参画していく男女共同参画社会を推進している。このことは、広い  |     |        |         |            |
|              |         | 0751            | <u>協力・分担し、主体的に私たちの生活に参画していて男女共同参画社会を推進している。このことは、広い</u><br>意味では、経済責任も含め、家事・育児などの責任についても、男女がともに負うこと <u>を意味している</u> 。  |     | _      |         | ひ如った       |
| J            | D62     | 子育てのため          | ・子育でに対する負担や不安をもつ人が増え、生活環境が変化する中で、子育でを社会的に支援する必要性   |     | Ρ.     | - 1     | 父親の育<br>加  |
| 批            | 1.000   | の社会的支援          | ・丁青にに対する負担や不安をもう人が増え、生活環境が変化する中に、丁青にを社会的に文援する必要性も高まっている。行政では…企業では…地域社会では、環境の整備、子育てに関する仲間づくりや活動の活   |     |        |         | NΠ         |
| 1            |         | -1              | 性化などが課題となっている。最近では、地方自治体が子育て支援センターなどを新設し、諸施設をつない   |     |        |         |            |
|              |         |                 | だ子育てのネットワークが整備…。   |     |        |         |            |
|              | P63     | i E             | ・エンゼルプラン (子育てと仕事の両立支援…)、新エンゼルプラン   |     |        |         |            |
|              | 1       |                 | THE STATE OF THE S | L.  |        |         |            |
|              |         |                 |  |     |        |         |            |

|    |              |  | 144.4-140.2   |
|----|--------------|--|---|
|    | P.27         | 新しい家族に<br>求められるも                                       | ・育児・介護休業法でも…男性にも育児・介護で休暇をとる権利を認め…男女共同参画社会基本法において<br>も、男女が相互の協力と社会の支援のもとに、家庭責任と仕事その他の社会的活動を両立できる社会を形成                  |
|    | - 0.5        | の<br><del>                                      </del> | することが必要である…。  |
|    | P.35         | 育児をささえ<br>る法律・制度                                       | ・ <u>男女が共に</u> 仕事をもちながら <u>子育てをし</u> ,人間らしい豊かな生活を送るためには社会的な支援が必要である。日本には現在、さまざまな法律や制度がある。しかし、諸外国と比べたときに、育児制度などは先進国    |
|    |              | 少位件 师及   | つ中ではまだ不十分な部分もある。固定的な性別役割分担意識などから男性の育児休暇取得率は極端に低く、   |
|    |              |  | 妊娠・出産にともなう制度利用を理由とした賃金格差や不当解雇などの男女差別もある。このようなことを  |
|    |              |  | 是正していくとともに,男性が積極的に育児休暇を取得できるようになるための意識改革が必要である。   |
|    | P.35         |  | ・妊娠・出産・育児に関する法律・条約  |
|    | P.49         | 子育てへの社<br>会的サポート                                       | 子どもを育てる養育責任は第一に親(保護者)にあるが、児童福祉法では、国や地方公共団体も児童を健全に育成する責任を負うとされている。家庭の機能が低下するなかで、親の子育てを社会的にサポート(支                       |
|    |              | 2,137,4  | 援) する必要性が高まっている。子育て仲間…子育ての相談相手として母親がたよる率の高いのは、夫、自   |
|    |              |  | 分の親、保育所や幼稚園の先生、近所の知人、育児書などとなっている。…親同士が気安く話し合ったり、  |
|    |              |  | 子ども同士を遊ばせたりする子育で仲間が必要で、なかには子育でサークルを組織したり、共同保育に取り  |
| J  |              |  | <u>組む親たちもいる。</u> また子育て中の母親を対象に、母子に遊び場を提供し、相談にあたる <u>幼稚園、保育所</u> も<br>多く、専門に子育てを支援するセンターもつくられている。家庭生活への支援…母親だけでなく父親も育児 |
| 2  |              |  | にかかわるためには,完全週休2日制の実現,残業の減少など労働時間の短縮が必要である。また,長時間  |
|    |              |  | の残業や単身赴任を再検討するなど企業による家庭支援が望まれる。 地域の子育てネットワーク…地域の諸   |
|    |              |  | 施設や機関が相互に連絡を取り合い,情報を提供しあって,子育てネットワークをつくり,地域の子育ての<br>輪を広げることが求められている。  |
|    | P.50         | 国と自治体の   | ・子育ての社会的サポートには、新エンゼルプランにあるように、施設・設備や場を用意するハード面での  |
|    |              | 役割   | サポートと心理的・情緒的にささえるソフト面…国や自治体はその両面にわたって総合的な施策を行い、子  |
|    |              |  | 育てしやすい環境を整備し、子育てに対する親の負担感の軽減をはかる必要がある。また、保育施設をつく<br>  るなど…最大限の努力をはらうことが国や地方自治体の責務である。                                 |
|    | P.50         | <b>Z</b>   | ・子育てネットワークの例(ファミリーサポートセンター・地域保育センター・保育所 幼稚園・ベビーシッ   |
|    |              |  | ター派遣 職場・祖父母やその他の親戚の協力・近隣の助け合い・子育てサークル・保健所・児童館・図書  |
|    | n = O        | コラム  | 館・公園 児童遊園・病院)   |
|    | P.50         | 1/4  | <ul><li>・エンゼルブラン(固定的な性役割分業や企業風土の是正、安心して子どもをうみ育てるための家庭や地域の環境づくり、多様な保育サービスの拡充)、新エンゼルブラン(低年齢児の受け入れ枠の拡大、延長保育や</li></ul>   |
|    |              |  | 休日保育の推進、地域子育て支援センターの整備)   |
|    | P.78         | 表  | ・はたらく女性をめぐる制度・制度の国際比較(休暇、休業、所得保障-日本、アメリカ、ドイツ、フラン  |
| -  | 200          | roa.   | ス・スウエーデン)   |
|    | P.20         | M  | ・要支援者からみた社会保障のしくみ(社会福祉・所得保障・児童委員・相談サービス 児童相談所・保健<br>医療サービス・ボランティア活動・施設サービス・在宅サービス)                                    |
|    | P.26         | コラム  | ・男女雇用機会均等法  |
|    | 1 1          | コラム  | ・親子に関する法律   |
|    | P.33<br>P.33 | コラム  | ・ファミリー・フレンドリー企業   |
|    | P.33         |  | ・末子の年齢別母の就業状態・ ・女性の職業継続の障害  |
|    |              | 子育てと仕事   | ・欧米先進国諸国では、出産後は短時間労働に切り替えたり、育児休業や育児時間を夫婦で利用するなどし  |
|    |              | の両立  | て…それに対して日本では、利用できる保育所がなかったり、柔軟な勤務体制が取りにくいなど、継続が困  |
|    |              |  | 難なことが少なくない。… <u>子どもの成長を楽しみ、子どもと暮らす人生は母親だけが受け持つのではなく、</u><br>父親にとっても必要なことである。父母が共に、子育てと仕事が両立できるような職場や保育環境の整備が          |
|    |              |  | 望まれている。   |
| T  | P.34         | 家庭責任の共   | ・これまで、家庭生活はともすると男性は仕事、女性は家事・育児といった性による固定的な役割分業意識  |
| lō |              | 同分担  | <u>に基づいて…家庭責任を男女が共同で分担することが必要となっている。</u> …育児休業や有給休暇などがとり<br>やすいような職場の改善が求められている。職場を家庭に優しい体制にするためには、家庭責任を男女が共          |
| 社  |              |  | やりいよりは戦場の以音が求められている。戦場を家庭に関しい中間にりるためには、家庭員団を労女が共<br> 同で担うという社会的な意識の確立が必要といえよう。  |
|    | P.35         |  | ・男性が家事、子育てや教育などに参加するために必要なこと  |
|    | P.56         | 子育ての現状   | ・子育ては母親の役目という社会的通念もなお根強い。母親が働こうとすれば、仕事も家事、育児も一人で<br>背負い、男性以上に長時間労働を強いられ…子育てに専念した母親たちも、働き続ける母親以上に、孤立感                  |
|    |              |  | 育良い、男性以上に女時间力働を強いられ…丁寅(に等ぶした母税だらも、働き続いる母税以上に、孤立窓のなかでの子育てになりやすい。さらに、最近の若い母親たちは、子育て体験が乏しいために氾濫する育児                      |
|    |              |  | 情報に迷い,しつけに不安や悩みをもちやすい。…そこで, <u>父親の育児参加や</u> 社会的な支援 <u>によって,母親</u>   |
|    | P.56         | 父親の育児参   | <ul><li>○不安や負担を軽減することが必要になってくる。</li><li>・父親との交流によって、子どもの成長はより豊かになる。ところが、日本の父親は諸外国に比べて、子ど</li></ul>                    |
|    |              | 加  | もの年齢にかかわらず接触時間が短く,その内容も乏しい。父子関係は,父親が意識的に子どもと接触して  |
|    |              |  | かかわり合わないと形成されない。誕生以前から子どもに関心を持ち立ち会い出産をした父親、誕生直後か  |
|    |              |  | ら接触を心がけている父親、育児休業した父親などは、温かく親密な父子関係を形成することが多い。また、父<br>親が母親とは異なるやり方で親としての役割を果たすことは、 母親に余裕を与えることが大きい。 さらに、              |
|    |              |  | がい生命と接することによって、父親自身が人間として成長する貴重な体験となる。  |
|    |              |  |   |

| Г           | P.46  | 集団保育                 | …幼稚園での保育時間の延長  |
|-------------|-------|----------------------|--|
|             |       | 放課後の保育               | ・子育てを社会的に支援する方法の一つ…親が安心して働けるように、小学校低学年の子どもを対象とする   |
|             |       | - Section of King Ci | 学童保育…。   |
|             | P.47  | 図                    | ・学童保育の参加者  |
|             | P.47  | エンゼルプラ               | ・・すこやかに子どもを育てるためには、親や家族の力だけでは不十分な面も出てくる。そのため、家庭での  |
|             |       | ン                    | 保育が十分に機能するように、国や地方自治体はそれを支援する役割を負っている。少子化が進展するなか   |
|             |       |                      | で、政府は「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(1995年),「重点  |
|             |       |                      | 的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(1999年)を発表…①子ども   |
|             |       |                      | をもちたい人が、安心して出産や育児ができるように環境を整備する、②家庭における子育てを支援するた   |
|             |       |                      | め、国、地方公共団体、地域、企業、学校、社会教育施設、医療機関などの、あらゆる社会の構成メンバー   |
|             | P.47  | For                  | が協力していく、③子どもの利益を最大限尊重する。の三つの点がある。  |
|             |       |                      | ・エンゼルプランの基本的視点と施策  |
|             | P.50  | 児童福祉の活<br>動          | ・児童福祉の活動は、かつては保護に主眼をおいた施設での福祉対策が中心であった。しかし最近では、た<br>んに保護だけではなく、自立への支援にも視野を広げ、子どもやその家族の意向や気持ちを尊重したサービ         |
|             |       | 347)                 | スの提供や支援のあり方が求められるようになっている。これらの福祉サービスの中心・・・児童相談所・・・ソー   |
|             |       |                      | シャルワーカーと呼ばれる児童福祉司…地域の福祉事務所、保健所、家庭裁判所、学校、各種の社会福祉施   |
|             |       | '                    | 設などとの連携をもとに、問題解決や予防…。  |
|             | P.50  | 注                    | · social worker  |
|             | P.50  | 図                    | ・児童相談所の活動  |
|             | P.20  | 変わる出産・               | …現実には、いろいろな問題がある。まず保育施設を探さなければならない。子育てに理解と協力を示すか、育   |
|             |       | 子育て                  | 児休業制度があるかなど、職場のあり方も問われる。地位の子育て支援体制も含めて、社会的に解決しなけ   |
|             |       |                      | ればならない面が多い。  |
|             | P.28  | 就労と法律                | ・「育児・介護休業法」は、乳児や要介護状態にある家族を抱えながら職業を続ける人に対して、職業生活と  |
|             |       |                      | 家庭生活の両立を支えるためにつくられた。… <u>男性も対象外ではない。夫婦が互いの事情に応じて協力して</u><br>法律を利用することは、育児・介護への夫の参加を高めることにもつながっている。           |
|             | P.28  | 丰                    | ・ 育児・介護休業法   |
|             | 1 1   | コラム                  | ・ファミリーサポートセンター   |
|             | P.60  |                      | ・サポートシステムを利用している2つの家族の1日(例)(延長保育・放課後児童クラブ・地域子育て支援  |
|             |       | _                    | センター・子育てアドバイザー・フレックスタイム)   |
|             | P.61  | 育児のサポー               | ・子どもにとって親との関係は最大の発達環境であるが,親と子の関係は閉ざされた関係ではない。 <u>他の家</u>   |
|             |       | トシステム                | $\underline{\underline{k}}$ と地域と社会に開かれ,それらに支えられた関係である。両親のまわりには,祖父母, $\underline{\underline{u}}$ 所の人,地域の      |
|             |       |                      | 活動グループ、保育士、小児科医、保健師などの専門職、学校・幼稚園・保育所・児童館・児童相談所など   |
|             |       |                      | の専門機関、児童手当などの社会的支援制度、パソコン通信やインターネットを通じた仲間、メディアの情報などが、育児のサポートシステムとして広がっている。 育児のサポートシステムのイメージ (社会的支援           |
|             |       |                      | <ul><li>地域子育で支援センター・人的支援 学童クラブの仲間)</li></ul>   |
|             | P.62  | ×                    | ERMANARAMENTAL ANAM RENZATION  |
| K<br>Y<br>社 |       | 育児不安と児               | ・…父親が育児に参加し、母親の相談相手になっている場合や、地域の子育て仲間や祖父母などの支援者が   |
| 社           |       | 童虐待                  | いる場合。また親が地域活動や学習活動に積極的に取り組んでいる場合に、育児不安が少ないといわれてい   |
|             |       |                      | る。父親の育児参加がなく、近所のつきあいも少ないと、母子で家にこもる密室育児になりがちである。  |
|             | P.67  | 少子化がもた               | …外で元気に遊ぶ子どもたちを見かける機会が少なく…このことにより地域や社会全体の子育て力を弱めて   |
|             |       | らすもの                 | いることが懸念され…少子化による影響…このような問題に対処するために…エンゼルプラン…新エンゼル   |
|             | DC-   |                      | プラン  |
|             | P.67  | 凶<br>子どもの健や          | ・新エンゼルブランの基本的視点と施策<br>・故室体ル・翌五ルが進行した理解なるにないては、如立した状態で子舎であしたければたらない窓体が増                                       |
|             | P.0 / | ナともの健や               | ・核家族化,都市化が進行した現代社会においては,孤立した状態で子育てをしなければならない家族が増<br>えている。とりわけ,仕事で忙しい夫から理解や協力を得られず,子育てを自分ひとりで背負いこんでい <u>る</u> |
|             |       | めに                   | 母親の精神的ストレスは大きなものになっている。…このように子どもを育てることが難しい時代にあって、  |
|             |       |                      | 家庭の子育てを支援する施策が求められるとともに、家庭での子育てができないと判断される場合の社会的   |
|             |       |                      | 支援の充実も重要になっている。  |
|             | P.69  | 子どもと家庭               | ・例えば、家庭での子育てを支援し、多少の養育困難があっても子育てが続けられるように、児童家庭支援   |
|             |       | への福祉サー<br>ビス         | センターが設置され…子育ての相談に応じるとともに、緊急一時的な入所や通所によって、問題の解決をは   |
|             |       | LA .                 | かることをめざしている。個人が、家族が、地域が、社会が、子どもへの温かいまなざしを持ちながら、それぞれの役割を果たすことが求められている。  |
|             | P.69  | NZI                  | ************************************   |
|             | 1.03  | ഥ                    | ・元星価化地設と地域の子ともにかかるる機関(元星価化地設 元星家庭又接にフラー・元星和鉄所・元星<br>委員・母子保健推進員 母子保健センター・福祉事務所・警察・学校)                         |
| L           |       |                      |  |

惠

蘊

좜

無田

Ш

あるといえる。

#### 3) 家庭における育児の男女協力に関する記述

育児支援は、育児の主体者にもっとも身近な家庭にお ける協力が基本であり、日常生活においても重要な位置 を占めている。表2-1の太下線で示した部分は、教科書 によって違いがみられる。KA 社は「両性がかかわるこ との意義」の項目を立て、男女の育児協力を大きく取り 上げており、その後の頁で、家庭への参画 (P72)、男性 も取得できる育児・介護休業法の意義と関連づけている。 TA 社は、 資料で日本の父親の育児へのかかわりの少なさ を取り上げている。J社1は、P35で「男女が共に仕事 を持ちながら子育て」するための支援の必要性を述べて いるのみである。TO 社は、「子育てと仕事の両立」「家 庭責任の協同分担」「父親の育児参加」と多くの項目を設 定して育児の男女協力の必要性を記述している。D社は、 「保育への父親・母親のかかわり」の項で具体例をあげ て父親と母親の保育責任について記述している。H社は 「家庭での男女平等」「職場での男女平等」「育児不安と 児童虐待」と多様な育児の側面から家庭における育児協 力の必要性を記述している。KY 社は、「就労と法律」で 制度の利用と家庭での育児参加とを関連付けながら、ま た,「育児不安と児童虐待」「子どもの健やかな成長のた めに」では、父親の育児への不参加と母親の育児不安・ ストレスの問題を関連付けて記述している。育児の男女 協力の記述については、男女ともに自立した生活をめざ した視野から述べている教科書と男性の育児参加の少な さのみに焦点をあてているものと二つの傾向がみられる。

# 4) 高校生自身に育児支援への取り組みを促す記述および育児支援に関する姿勢

表2-2に示した、高校生自身に育児支援への主体的な 取り組みを促す記述ととらえた太下線を引いた部分につ いて述べる。KA社のP71の「国・地方自治体の子育て に関する保障」の二重下線部「親の立場から自治体独自 のエンゼルプランづくりにさまざまな形で参画し、地域 の子育て支援を充実させていきたい。」と育児に携わる者 としての姿勢を、同様に P71 の「考えよう」で、高校生 に「あなたが次のような状況になったら、また、相手が このような状態だったら、どう考えるだろうか。「夫」仕 事で多忙。毎日帰りが遅く、妻や子どもと接する時間が 少ないと感じている。「妻」引っ越したばかりで近所に親 しい話し相手もいない。子どもはかわいいが思うように ならないことも多く、毎日いらいらしている。結婚前に 取得した資格があり、何とかそれを生かしたいと思って いる。」と育児に携わる立場に立って育児支援を見直す課 題を与えている。また、TA社のP93で「地域子育て支 援センターなどの相談機関…私たちはもっと、もたなけ ればならない。」とある。また、J社1の教科書ではP 64「子どもについて知ろう」で「子どもたちのために活 動している NPO などの組織や活動内容について調べよ う。」と調べ学習の課題を提示している。なお、他の教科 書に比べると、育児に携わる主体の視点が際立っている ものとして、外国と比較させながら考えさせているJ社 2の P78「子どもをうむ・生まない・うめない」の項目 を設け、「子どもをうむと決めた理由-3種の価値と2種 の条件、出産・育児に関する制度はどうなっているか? - 日本と外国との出産・育児に関する制度を下の表で比 較して、現在の日本の改善点を考えてみよう。」 その資料 として表「はたらく女性をめぐる制度・制度の国際比較 (休暇,休業,所得保障-日本,アメリカ,ドイツ,フ ランス, スウエーデン)」がある。これは、今後の日本の 育児支援の改善策を考えるために参考となる内容である と思われる。他に、外国の事例を取り上げている教科書 はTO社のP33で、「子育てと仕事の両立」で「欧米先 進国諸国では、出産後は短時間労働に切り替えたり、育 児休業や育児時間を夫婦で利用するなどして」と記述さ れている。他の教科書では、高校生への育児支援に関す る学習活動として調べ学習が最も多く設定されており, TO 社 P 63 発展課題「子育ての社会的支援 役所や施設に 行ったり、子どもがいる人に話を聞いたりして、あなた の地域の子育て支援サービスや児童福祉施設、遊ぶ環境 について調べてみよう」、D社 P47課題「なぜ理想の子 ども数と実際の出生児数に差があるのか,調べてみよう」 H社P54研究課題「地域の子どものための施設について 調べる」がある。また、KY 社は P 20「変わる出産・子 育て・就労と法律」の項目で「現実には、いろいろな問 題がある。まず保育施設を探さなければならない。」と、 また、P64「次世代を育てる」の項目で「少子化が進み、 人々が実際に子どもと触れ合う機会が減少するにした がって、地域社会の次世代育成力が失われつつある。子 育ては手間がかかるとか、子どもはうるさくてめんどう な存在と感じる人も増えている。しかし、幼い次世代を いつくしみ育てるのは、わたしたちの務めである。地域 社会全体で、子どもの健全な成長発達にかかわるという 意識をもちたい。」と、高校生へ次世代育成の課題を投げ かけている。

以上, 育児支援に関する記述には, 育児に携わる主体の視点に立った記述も一部にみられた教科書もあったが,全体的な傾向として, 調べ学習にとどまっていた教科書が多いといえる。今後は, 育児に携わる主体の視点に立ち, 育児支援の現状と問題点の把握ができるように, また育児支援制度の改善へと主体的に取り組む契機となり得る内容が必要であると考える。

次に、各教科書の育児支援に対する姿勢が現れている 記述、細下線を引いている部分を検討する。KA 社 P 69 では、他の教科書ではみられない3歳育児神話を取り上 げて日本の育児をめぐる社会全体の風潮の問題点をあげ

| _                  |              |                           |  |
|--------------------|--------------|---------------------------|--|
|                    | P.69         | コラム                       | ・「三歳育児神話」とは 科学的な根拠がないのに「女性は生まれつき母性本能が備わっていて,とりわけ3歳までは母<br>の手で育てないと以後の人格形成に問題を残す」…なかば信仰化された考え方…。  |
| K                  | P.71         | 国・地方自治体<br>の子育てに関<br>する保障 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
|                    | P.71         | 考えよう                      | ・ <u>あなたが次のような状況になったら。また</u> 、相手がこのような状態だったら、どう考えるだろうか。「夫」仕事で多忙。<br>毎日帰りが遅く、妻や子どもと接する時間が少ないと感じている。「妻」引っ越したばかりで近所に親しい話し相手もい<br>ない。子どもはかわいいが思うようにならないことも多く、毎日いらいらしている。結婚前に取得した資格があり、何  |
| A<br>社             | P.72         | 仕事と子育て<br>の両立支援           | <u>とかそれを生かしたいと思っている。</u> ・男女が共同して、家庭や社会に参画するためには、男女共に、子育でと働くことが両立できる…両立支援…国・自治<br>体が保育所などの拡充をする方向と、企業などの職場が働く条件を改善していく方向…国・自治体の支援策…しだいに<br>整備されてきている。また働く条件… <u>まだ十分と</u> はいえないが一定の整備…。しかし、地域や職場では、依然として出<br>産退職を当然としたり、…性別役削分業意識が残っている。…企業社会のしくみを変え、家事・育児を楽しめるように |
|                    | -50          |                           | なる必要がある。また、母子家庭・父子家庭やシングルマザーなど、さまざまな家庭の子どもたちが健やかに育つよう<br>に、行政、企業、家族、個人はそれぞれの立場で考え、努力していかなければならない。  |
|                    | P.72         | 往                         | ・育児・介護休業法…所得保障が十分でないなどの問題点がある。しかし、女性だけでなく男性が育児にかかわることができる点で、この制度の意義は大きい。   |
|                    | P.88         | 子育ての支援                    | ・・・・こうした子育でしにくい環境には、社会の変化が大きく影響しており、親や家庭の力だけで問題を克服していくことは難しくなっている。そこで、子どもを社会的な存在として考え、子育てを制度的・心理的に支援するさまざまな法律や制度が作られている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
| T<br>A<br>社        | P.89         | TRY                       | るという自覚と協力が必要なのである。…仲間の理解と協力が重要…。<br>・ <u>あなたの地域の,子育でに関する取り組みについて調べてみよう</u> (HINT 保育所や幼稚園の行事…地域の広報誌…イン<br>ターネット…)   |
|                    | P.92         | これからの子<br>育て              | ・…こうした問題を改善するためには,子育ての環境の整備に,家庭,地域,企業,政府が一体となって取り組んでいかなければならない。  |
|                    | P.93         | 地域と子ども                    | ・…親子にとっても、もっとも身近な社会は地域であり、…。これからの子育ては、地域にいかに溶け込んだ形でおこなわれていくかが課題…また、地域子育て支援センターなどの相談機関…私たちはもっと、もたなければならない。  |
|                    | P.63         | 地域で育つ                     | ・・・・・地域でのつきあいが緊密になれば、親自身の視野もひろがり,子ども同士の仲間づくりも促進される。子どもを地<br>域のなかで育てるためには,地域に開かれた家庭をきずくことも必要である。  |
| J<br>社<br>1        | P.63         | 子育てのため<br>の社会的支援          | ・子育てに対する負担や不安をもつ人が増え、生活環境が変化する中で、子育てを社会的に支援する必要性も高まっている。行政では…、企業では…地域社会では、環境の整備、子育てに関する仲間づくりや活動の活性化などが課題となっている。最近では、地方自治体が子育て支援センターなどを新設し、諸施設をつないだ子育てのネットワークが整備さ   |
|                    | P.64         | 子どもについ<br>て知ろう            | れている。 ・子どもたちのために活動している NPO などの組織や活動内容について調べよう。   |
|                    | P.49         | 子育てへの社<br>会的サポート          | ・・・・少子化には、手間ひまがかかり、お金のかかる子育でが敬遠されるという背景・・・子どもを育てる養育責任は第一に<br>親 (保護者) にあるが、児童福祉法では、国や地方公共団体も児童を健全に育成する責任を負うとされている。家庭の<br>機能が低下するなかで、親の子育でを社会的にサポート(支援)する必要性・・・子育での相談相手・・・大、自分の親、保育  |
|                    |              |                           | 所や効権圏の先生、近所の知人、育児書など…親同士が気安く話し合ったり、子ども同士を遊ばせたりする子育で中間が必要…子育でサークルを組織…共同保育に取り組む…母子に遊び場を提供し、相談にあたる幼稚園、保育所も多く、専門に子育でを支援するセンターも… <u>企業による家庭支援が望まれる。…地域の諸施設や機関が相互に連絡を取り合い、</u> 情報を提供しあって、子育でネットワークをつくり、地域の子育での輪を広げることが求められている。   |
| <b>J</b><br>社<br>2 | <b>P</b> .50 | 国と自治体の<br>役割              | ・子育ての社会的サポートには、新エンゼルブランにあるように、施設・設備や場を用意するハード面でのサポートと<br>心理的・情緒的にささえるソフト面… <u>国や自治体はその両面にわたって総合的な施策を行い、子育てしやすい環境を整</u><br>備し、子育てに対する親の負担感の軽減をはかる必要がある。また、保育施設をつくるなど…最大限の努力をはらうこ  |
|                    | P.78         | 子どもをうむ・<br>うまない・うめ<br>ない  | とが国や地方自治体の責務である。 ・子どもをうむと決めた理由 - 3種の価値と 2種の条件、出産・育児に関する制度はどうなっているか? - 日本と外国との出産・育児に関する制度を下の表で比較して、現在の日本の改善点を考えてみよう。  |
|                    | P.78         |                           | はたらく女性をめぐる制度・制度の国際比較(休暇、休業、所得保障-日本、アメリカ、ドイツ、フランス、スウエ <u>デン)</u>  |
|                    | P.19         | 危機への対応                    | ・…養育や…世帯規模が縮小し、家庭の機能も縮小している今日では、困難な出来事の発生は家族の経済的・精神的問題を招きやすく、個人や家族の努力だけでは、予防したり対処することが不可能であることも多い。家庭生活の不安を解決…社会的な援助のシステムが必要…。  |
| T<br>O<br>社        | P.22         | ワーク                       | ・もしも、家族に次のような問題が起こったら、その解決にどのような制度やしくみが利用できるだろうか。…自分の<br>住んでいる地域の家族支援のしくみについて調べてみよう。(出産後も働きたいので子どもをみてほしい、…)  |
| 社                  | P.23         | 大切なネット<br>ワーク             | ・家族は公的なサービスを利用するとともに、日ごろから地域の人々との付き合いのネットワークを広くもっていることが大切である。地域の人々との日常の交流や情報交換をはじめとして、暮らしのうえでのさまざまな協力や支え合いが重要になってきている。   |
| Ь                  | 1            |                           |  |

|             | P33      | 子育てと仕事    | ・欧米先進国諸国では、出産後は短時間労働…育児休業や育児時間を夫婦で…日本では、利用できる保育所がなかった  |
|-------------|----------|-----------|--|
| -           | 1.00     | の両立       | り、柔軟な勤務体制が取りにくい…父母が共に、子育てと仕事が両立できるような職場や保育環境の整備が望まれている。  |
|             | D24      | 家庭責任の共    | ・これまで、家庭生活はともすると男性は仕事、女性は家事・育児といった性による固定的な役割分業意識に基づいて…   |
|             | P.34     | 家庭員団の共同分担 | - でいまて、永庭生品はこちすると为性は世争、女性は多争・胃だというた性による固定的な役割が来息職に多りいて…<br>- 家庭責任を男女が共同で分担することが必要となっている。…音児休業や有給休暇などがとりやすいような職場の改善   |
|             |          | 问万担       |  |
|             |          |           | が求められている。職場を家庭に優しい体制にするためには、家庭責任を男女が共同で担うという社会的な意識の確立  |
|             | 205      | <b>*</b>  | が必要といえよう。  |
|             | P.35     |           | ・男性が家事、子育てや教育などに参加するために必要なこと   |
|             | P.56     | 子育ての現状    | ・子育てに専念した母親たちも、働き続ける母親以上に、孤立感のなかでの子育てになりやすい。さらに、最近の若い  |
|             |          |           | 母親たちは、子育て体験が乏しいために氾濫する育児情報に迷い、しつけに不安や悩みをもちやすい。…父親の育児参  |
|             |          |           | 加や社会的な支援によって、母親の不安や負担を軽減することが必要になってくる。   |
|             | P.59     | 子育での社会    | ・核家族化が進み、地域のつながりが薄れるなかで、もはや家庭だけでは子育てを支えきれない…地域全体が子育てを  |
|             |          | 的支援       | <u>支援するさまざまな試みが進んで・・・</u> 子育て施設と家庭を結びつけた子育てネットワーク・・・保育所や幼稚園、児童館など  |
|             |          |           | に設けられた子育で支援センター…保育ボランティアや子育てアドバイザーが配置され,親の子育て相談や仲間づくり  |
|             |          |           | を支援…。育児体験の少ない親たちにとっては、育児を学ぶ場所…さらに、国は子育て支援策としてエンゼルブラン…  |
|             |          |           | 少子社会に対応…子どもを生み育てやすい環境づくり…。   |
|             | P.63     | 発展課題      | ・子育ての社会的支援 役所や施設に行ったり、子どもがいる人に話を聞いたりして、あなたの地域の子育て支援サービ   |
|             |          |           | <u>スや児童福祉施設、遊ぶ環境について調べてみよう</u>   |
|             | P.43     | 地域の親たち    | ・…育児を一人でかかえこまないで、友人あるいは地域の親たちとの交流をはかり、ストレスを解消することも必要で  |
|             |          | との交流      | ある。最近は、地域の親たちが集まって、子育てについて話し合ったり、子どもをいっしょに遊ばせたり、お互いの子ど   |
|             |          | 200       | もを預かりあったりする活動が多くみられる…連携は、子育てにゆとりをつくり、子どもを客観的に見ることができる  |
|             |          |           | うえ、視野を広げることにつながる。  |
| Į₽,         | P.47     | 課題        | - ウス・Range Edition Color Telescope   |
| 11.         | 1        |           |  |
|             | P.52     | テーマ学習     | ・少子社会を考える…理想とする数の子どもをもたない理由は、保育環境がととのっていないために負担が大きいこと。   |
| 1           |          |           | 生活条件や経済的事情によるものなど…。…子育ての支援策として、保育環境・雇用環境の改善などの社会全体として  |
|             | <u> </u> |           | の取り組みが望まれる。  |
|             | P.7      | 職場での男女    | ・出産後も働き続ける女性は増えているが,家事と育児の負担はいまでも女性に集中している。育児休業制度を設けて  |
|             |          | 平等        | いる事業所も、中・小企業ではまだ少ない。また、設けている場合でも、日本では、育児休業制度を取得しているのは  |
|             |          |           | 大半が女性である。女性が育児のために退職する場合も多い。育児後の再就職では、パートタイマーなど雇用条件の不  |
|             | 1        |           | 安定な職業に従事することが多くなっている。  |
|             | P.33     | 社会的支援     | ・子どもを生み育てることは、社会的に重要な面もあり、パートナーや家族の協力だけでなく、社会的な支援も欠かせ  |
|             | İ        |           | ない。妊娠・育児の援助施策としては、妊娠中の定期健康診断、乳幼児健康診査、保健指導などがある。また、育児と  |
|             |          |           | 就労を両立させる親のために,産前・産後休業,育児休業などが設けられている。  |
|             | P.45     | 育児不安と児    | ・核家族化が進展するなかで、これまでの性別役割分業の考え方から、保育が母親に過重な負担を負わせている面も否  |
| H<br>社      |          | 童虐待       | 定できない。…育児不安の拡大…近年、わが国でも、家庭内での親族や児童福祉施設などでの身近な保育者による子ど  |
| f£          |          |           | もへの虐待(児童虐待)が、深刻な社会問題…欧米ではすでに1970~80年代…地域的な広がりのなかでも、相互に支  |
|             |          |           | え合って保育の問題を考えていくことが必要…。   |
| i           | P.47     | エンゼルプラ    |  |
|             |          | ン         | に機能するように、国や地方自治体はそれを支援する役割を負っている。  |
|             | P50      | 児童福祉の活    | ・…かつては保護に主眼をおいた施設での福祉対策が中心であった。しかし最近では,たんに保護だけではなく,自立  |
|             | 1.00     | 動         | への支援にも視野を広げ、子どもやその家族の意向や気持ちを尊重したサービスの提供や支援のあり方が求められるよ  |
|             |          | 390       | うになっている。   |
|             | D54      | 研究課題      | ・地域の子どものための施設について調べる   |
| $\vdash$    | -        |           |  |
|             | P.20     |           | ・…しかし、現実には、いろいろな問題がある。まず保育施設を探さなければならない。子育でに理解と協力を示すか、   |
|             |          | 育て        | <u>育児休業制度があるかなど、職場のあり方も問われる。地位の子育て支援体制も含めて、社会的に解決しなければなら</u>   |
|             |          |           | <u>ない面が多い。</u>   |
|             | P.61     | 育児のサポー    | ・子どもにとって親との関係は最大の発達環境であるが、親と子の関係は…他の家族と地域と社会に開かれ、それらに  |
|             |          | トシステム     | 支えられた関係である。両親のまわりには、祖父母、近所の人、地域の活動グループ、保育士、小児科医、保健師など  |
|             |          |           | の専門職,学校・幼稚園・保育所・児童館・児童相談所などの専門機関,児童手当などの社会的支援制度,パソコン通  |
| -           |          |           | 信やインターネットを通じた仲間,メディアの情報などが,育児のサポートシステムとして広がっている。… <u>育児は,</u>  |
|             |          |           | 親とこれらのサポートシステムの全体によって行われるダイナミックな営みなのである。   |
|             | P.64     | 次世代を育て    | ・少子化が進み、人々が実際に子どもと触れ合う機会が減少するにしたがって、地域社会の次世代育成力が失われつつ  |
| K<br>Y<br>社 |          | る         | ある。子育ては手間がかかるとか、子どもはうるさくてめんどうな存在と感じる人も増えている。しかし、幼い次世代  |
| 社           |          |           | をいつくしみ育てるのは、わたしたちの務めである。地域社会全体で、子どもの健全な成長発達にかかわるという意識  |
| 1           |          |           | <u>をもちたい。</u>  |
|             | P.67     | 子どもの健や    | ・核家族化,都市化が進行した現代社会においては,孤立した状態で子育て…仕事で忙しい夫から理解や協力を得られ  |
|             |          | かな成長のた    | ず,子育てを自分ひとりで背負いこんでいる母親の精神的ストレスは大きなものになっている。…このように子どもを  |
|             |          | めに        | 育てることが難しい時代にあって、家庭の子育てを支援する施策が求められるとともに、家庭での子育てができないと  |
|             |          |           | 判断される場合の社会的支援の充実も重要になっている。   |
|             | P.69     | 子どもと家庭    | ・例えば、家庭での子育てを支援し、多少の養育困難があっても子育てが続けられるように、児童家庭支援センターが  |
| 1           |          | への福祉サー    | 設置されるようになった。…子育ての相談に応じるとともに、緊急一時的な入所や通所によって、問題の解決をはかる  |
|             |          | ピス        | ことをめざしている。個人が、家族が、地域が、社会が、子どもへの温かいまなざしを持ちながら、それぞれの役割を  |
|             |          |           | 果たすことが求められている。   |
| _           |          |           | The state of the s |

ている。KA社はP72「仕事と子育ての両立支援」でも, 育児をめぐる問題状況の指摘はみられるが、文末は努力 目標を示すにとどまっている。TA社はP88「子育ての 支援」で、現在の日本の育児支援の法律や制度の問題点 に触れないまま、地域住民や仕事仲間の理解や協力が重 視されている。J社1の教科書ではP63に子育てのため の社会的支援の必要性は抽象的表現で述べられている。 育児支援に関する問題点をとりあげている教科書として は、J社2の教科書P50で「国と自治体の役割」の項目 を設けて育児支援に対する行政の責任と課題について記 述している箇所、TO社P33「子育てと仕事の両立」で 欧米と比較した日本の育児支援の不備を記述している箇 所, D社はP52テーマ学習で, 行政の保育環境・雇用環 境の支援策に関する記述として、また、H社P6「職場 での男女平等」では、実施が不十分である育児休業制度 に関する記述, また KY 社 P 67「子どもの健やかな成長 のために」で、孤立した母親の問題と社会支援の必要性 の記述がみられるが、全体的に少ないといえる。

#### Ⅳ おわりに

現在の高等学校「家庭総合」教科書にみられる育児支援は、次のような傾向があるといえる。

- ① 子どもの権利保障については、児童福祉に関わる法律の説明および児童虐待の記述中心で、子どもの権利保障の取り組みは児童虐待に限定されており、子どもの権利保障の背景や実態がほとんど記述されていない。また、高校生自身が子どもであると同時に次世代育成にもかかわることができる主体であるにもかかわらず、高校生の視点に立った記述に欠ける教科書が見られる。
- ② 育児支援については、その必要性を抽象的に記述しているもの、また、行政の施策を羅列しているものが多く、育児に携わる主体の視点からの育児支援を記述している教科書も多いとはいえない。すなわち、日々の生活のなかでそれらの育児支援制度をどのように活用できるのかが高校生にわかりにくく、また、現在の

育児支援制度の問題点も記述されていないため, 育児 支援を高校生自身の生活と結びつけることが困難であ ると思われる。

以上の点から, 高校生が自分の現在および将来の課題 としてとらえることができるように, 実感をともなった 育児支援の学習を進めるために, 次の点を重視すること が必要であると考える。

第一に、高校生の生活的自立をめざす観点から、高校 生自身が子どもの権利を認識し、その保障への姿勢を獲 得できるように、自分の生活とのかかわりで子どもの権 利を見直すことができる学習内容を充実させることが重 要である。そのためには、生涯発達の視点から、自己の 生き方と連続させて育児および育児支援をとらえること を可能にする内容構成が必要である。

次に,次世代育成を担う主体者としての高校生に対して,育児支援の現状と問題点を把握する力,また,育児支援の改善方策を提案する力をつけることを可能とする学習内容を取り入れることが重要である。育児支援の現状と問題点を把握する力,また,改善方策を提案できる力をつけるには、日本各地および世界の先進的な育児支援の取り組み事例を取り上げることが必要であると思われる。

#### 注

- 1) 文部省, 高等学校指導要領解説 家庭編, 開隆堂出版。2000.3
- 2)分析した平成15年度使用「家庭総合」教科書は、開隆堂「家庭総合-明日の生活を築く-」、大修館書店「家庭総合-生活の創造をめざして-」、実教出版「家庭総合-自分らしい生き方とパートナー」、実教出版「家庭総合21」、東京書籍「家庭総合自立・共生・創造-」、第一学習社「家庭総合-生活に豊かさをもとめて-」、一橋出版「家庭総合-ともに生きる-」、教育図書「家庭総合」

# **Analysis of the Support for the Child Care in Textbook "Integrated Home Economics" for Upper Secondary Schools**

Yoko TORII\*, Tomoe ONISHI\*\*, Kaori HASHIMOTO\*\* and Nobuo SAWADA\*\*

The purpose of this study is to analyze the support for the child care in textbook "Integrated Home Economics" for upper secondary schools.

The results were as follows.

- 1 The guarantee for the rights of the child: The descriptions of the low and the clhild abuse were many, but the background of those were little.
- 2 The support for the child care: The needs and measures were described mainly. It is difficult for students of upper secondary schools to realize the support for the child care.

<sup>\*</sup> Department of Home Economics, Naruto University of Education

<sup>\*\*</sup> Graduate School of Education, Naruto University of Education